

変更届出書

令和8年9月25日

大阪府知事 様

三井住友信託銀行株式会社
支配人 鈴木 雅士
東京都港区芝三丁目33番1号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン高槻
所在地 高槻市萩之庄三丁目14番 他
- 2 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
（変更前）位 置：西側平面駐車場、南側平面駐車場、屋上駐車場、立体駐車場
収容台数：1,631台
〔全体収容台数1,675台（うち、小売店舗用1,631台、従業員共用 44台）〕
（変更後）位 置：南側平面駐車場、立体駐車場
収容台数： 950台
〔全体収容台数1,242台（うち、小売店舗用 950台、従業員共用292台）〕
- 3 変更する年月日
令和9年5月26日
- 4 変更する理由
駐車場計画の見直しのため。

添付書類－ 1 （大規模小売店舗立地法第 5 条第 2 項関係①）

施行規則第 4 条の規定に基づく事項

主として販売する物品の種類（2 号）	☐ 別表 1 のとおり
必要な駐車場の収容台数を算出するための 来客の自動車の台数等の予測の結果及びその 算出根拠（4 号）	☐ 予測結果：必要収容台数 950 台 （全体収容台数1,242 台（うち小売店舗用950 台、 従業員共用292 台）） ☐ 算出根拠：別表 2 に示すとおり

添付書類－３（その他指針に係る事項）

生活環境の保持に配慮した事項

【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

- 変更後の駐車場収容台数は、950台とします。収容台数は、当該店舗の1年間の駐車場利用実績より、最も多い滞留台数を満たす台数を確保します。
- 全体収容台数は、従業員共用292台と合わせて、1,242台になります。
- 駐車場収容台数の確保は、駐車場に係る高槻市の附置義務には該当しません。
- 車椅子使用者用駐車施設は20台を設け、大阪府福祉のまちづくり条例を満足します。
- 駐車場では駐車料金を徴収することで、店舗利用以外の駐車場利用を抑制します。
- 駐輪場収容台数は変わりません。駐輪場に係る高槻市の附置義務に問題、支障ありません。

【歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項】

- 駐車場出入口の前面道路は通学路に指定されていませんが、通学時間帯の状況等を確認し、必要に応じて交通誘導員を配置し安全確保に努めます。
- 繁忙時には、状況に応じて交通誘導員を配置し、交通安全に努めます。

【来店車両の経路設定に関して配慮する事項】

- 出入口付近には適宜、看板等を設置して（右折入庫禁止、左折出庫など）来退店経路を案内、誘導し、一般交通の安全確保に努めます。
- 来客用駐車場の変更については、店舗掲示等で案内します。来店車両の来退店経路は変わりません。
- 搬入車両は店舗東側の市道を通行し、西側の狭小な市道を通行しないよう指示します。

【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

- 高槻市とイオンリテール株式会社で、災害時及び平常時における防災活動への協力に関する協定を締結しており、物資供給及び避難場所提供を協力します。
- 従業員等の巡回により防犯に努め、青少年への声掛けにより非行防止に努めます。
- 営業時間終了後も防犯上必要な照明を確保し、防犯に努めます。
- 大阪府青少年健全育成条例を遵守し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めます。

【店舗から発生する騒音による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項】

- 荷さばき車両及び従業員車両に対して、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、アイドリングを行わないよう指導徹底に努めます。また、クラクション、空ふかしの禁止、静かなドアの開閉についても指導徹底に努めます。
- 廃棄物収集車両に対して、アイドリングを行わないよう指導徹底に努めます。また、クラクション、空ふかしの禁止、静かなドアの開閉についても指導徹底に努めます。
- お客様に対して、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、駐車場内にアイドリング禁止の表示を行い周知します。駐車場内の表示には、クラクション、空ふかしの禁止、静かなドアの開閉について併記し、お客様に協力を呼びかけます。

【廃棄物等について、適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺的生活環境への影響に関して配慮する事項】

- 一般廃棄物は、高槻市の一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の排出抑制や資源ごみの分別を通じた廃棄物の減量化に努めるとともに、排出する廃棄物について適正に処理します。
- 容器包装材のリサイクルの取り組みとして、紙パック、食品トレイ、空き缶、ペットボトル等の回収ボックスを店内に設置し回収します。
- 買物袋持参運動の取り組みとして、持ち帰り買物かご（マイバスケット）、買物手提げ袋（マイバック）を販売します。

【店舗から発生する悪臭による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

- 店舗から排出される廃棄物等の保管庫については、密閉性を確保し、温度管理により冷蔵保管することにより、臭気の発生、拡散の防止に努めます。
- 生ゴミ等はビニール袋で密封した上で保管し、臭気の拡散の抑制に努めます。
- 廃棄物保管施設は毎日水洗い清掃し、臭気の発生の抑制に努めます。
- 食品加工場から発生する汚水の悪臭対策として、グリストラップを設置し、定期的に清掃を行います。

【街並みづくり、景観に関して配慮する事項】

- 良好な景観の形成と風致の維持に努めます。
- 高槻市屋外広告物条例を遵守した屋外広告物とします。
- 高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例を遵守し、緑地環境の保全及び緑化の推進に努めます。
- 高槻市景観条例及び景観計画を遵守し、良好な景観の形成に努めます。

【照明の配置に関して配慮する事項】

- 防犯に必要な照明以外は、営業終了後速やかに消灯します。
- 周辺住居に配慮した照明とします。

【その他、配慮する事項】

- 店舗周辺の生活環境への影響に関して、近隣からの苦情等、問題が生じた際には、速やかに対応を検討し改善に努めます。

別表 1

小売業者の名称	店舗面積 (㎡)	営業時間	主要販売品目	代表者 (法人)	住所
イオンリテール株式会社	13,370	7:00～23:00	衣料品・食料品 その他	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社チヨダ	521	7:00～23:00	靴	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社エービーシー・マート	478	7:00～23:00	靴	代表取締役 服部喜一郎	東京都渋谷区神南1丁目11番5号
ニッケン文具株式会社	117	7:00～23:00	文具	代表取締役 徳弘 恭子	東大阪市長田東1丁目1番17号
株式会社キタムラ	1	7:00～23:00	フィルム カメラ	代表取締役 柳沢 啓	高知県高知市菜園場町1-21
株式会社アルカスインターナショナル	367	7:00～23:00	婦人服	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区 港島中町六丁目8番1号
愛眼株式会社	117	7:00～23:00	眼鏡	代表取締役 佐々 昌俊	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号
株式会社夢染	129	7:00～23:00	呉服	代表取締役 宮本 恒太	京都府京都市中京区 六角通室町西入玉蔵町121 美濃利ビル2階
株式会社ハニーズ	163	7:00～23:00	婦人服・雑貨	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町 走熊字七本松27番地の1
株式会社未来屋書店	559	7:00～23:00	書籍	代表取締役 平川 雅隆	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社コックス	170	7:00～23:00	衣料品・雑貨	代表取締役 三宅 英木	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号
はるやま商事株式会社	505	7:00～23:00	紳士服	代表取締役 治山 正史	東京都品川区西五反田7丁目24番5号 ONE S T 西五反田スクエア5階
株式会社セリア	780	7:00～23:00	100円均一	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目38番
株式会社TMC	95	7:00～23:00	服飾雑貨	代表取締役 東江 弘志	奈良県奈良市右京1-3-4 サントウンプラザすずらん館1階
岡本 芳美	45	7:00～23:00	食料品	—	兵庫県尼崎市杭瀬寺島1-4-47
株式会社ひごペットフレンドリー	1,417	7:00～23:00	ペット用品	代表取締役 滝 信良	吹田市豊津町11-34 第10マイナビビル605号
株式会社シュアレ	210	7:00～23:00	食料品	代表取締役 青山 昌裕	兵庫県神戸市中央区 磯変通2丁目2番10号
株式会社ガリバー	210	7:00～23:00	雑貨・文具	代表取締役 森山 豊	滋賀県近江八幡市 鷹飼町564番地 (417号)
共用通路他	5,731				
合 計	24,986	届出面積 : 24,986㎡			

○駐車場の必要収容台数を算出するための事項

(来客自動車の台数等の予測結果、根拠)

A：店舗面積当たり日來客数原単位	950 人／1000m ²
S：店舗面積÷1000m ²	24.986
B：ピーク率	14.4 %
C：自動車分担率	60 %
D：平均乗車人員	2.5 人／台
E：平均駐車時間係数	1.75

市町村の人口	10万以上40万未満
出店地の区分	商 業
L：最寄駅及び駅改札口からの直線距離	阪急京都線 高槻市駅から 2.0 k m

●指針式による必要収容台数： $A \times S \times (B \div 100) \times (C \div 100) \div D \times E =$ 1,436台

●店舗実績による必要収容台数 950台

●設置予定の来客駐車場台数 2カ所／合計台数 950台

(位置ごとの台数)

区 分	図面位置	台数	利用可能時間	摘 要
南側平面駐車場	図3-2	390台	6：30 ～ 23：30	来 客 用 290台 従業員共用 100台
立体駐車場	図3-2	852台	6：30 ～ 23：30	来 客 用 660台 従業員共用 192台
合 計	—	1,242台	—	

○上記の設定根拠及び指針に基づいて生活環境に配慮した事項について

- ・変更後、来客用の駐車場収容台数は、当該店舗の1年間の駐車場利用実績より、最も多い滞留台数を満たす台数を確保します。
- ・全体収容台数は、小売店舗用950台、従業員共用292台と合わせて、1,242台になります。万が一、来客用収容台数を上回る来客があった場合でも、従業員共用の収容台数に余裕があるため、対応が可能です。
- ・駐車料金を徴収することで、店舗利用以外の駐車場利用を抑制します。

(店舗実績による必要収容台数の設定根拠)

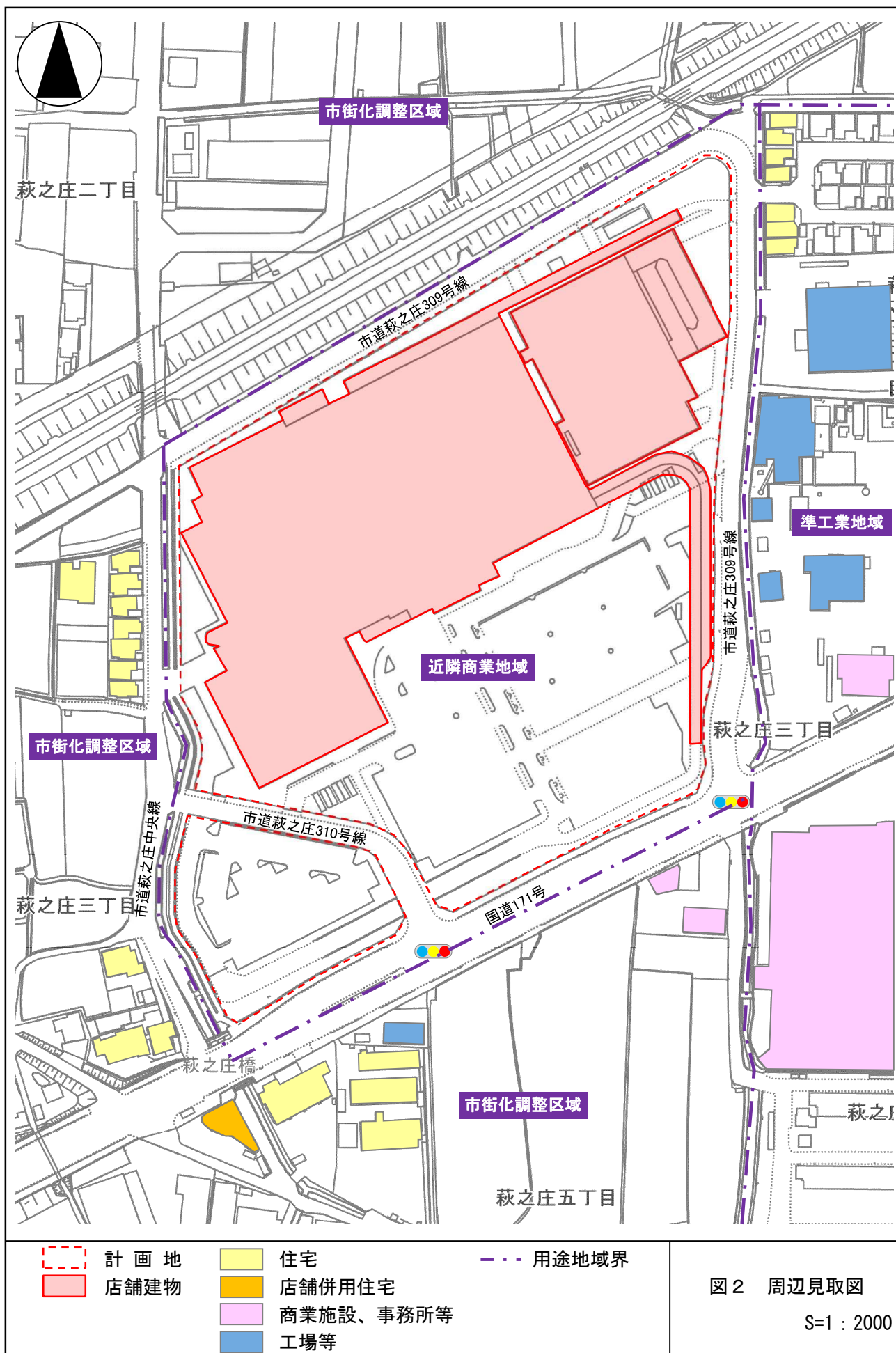
当該店舗において、1年間の駐車場利用実績を調査した。

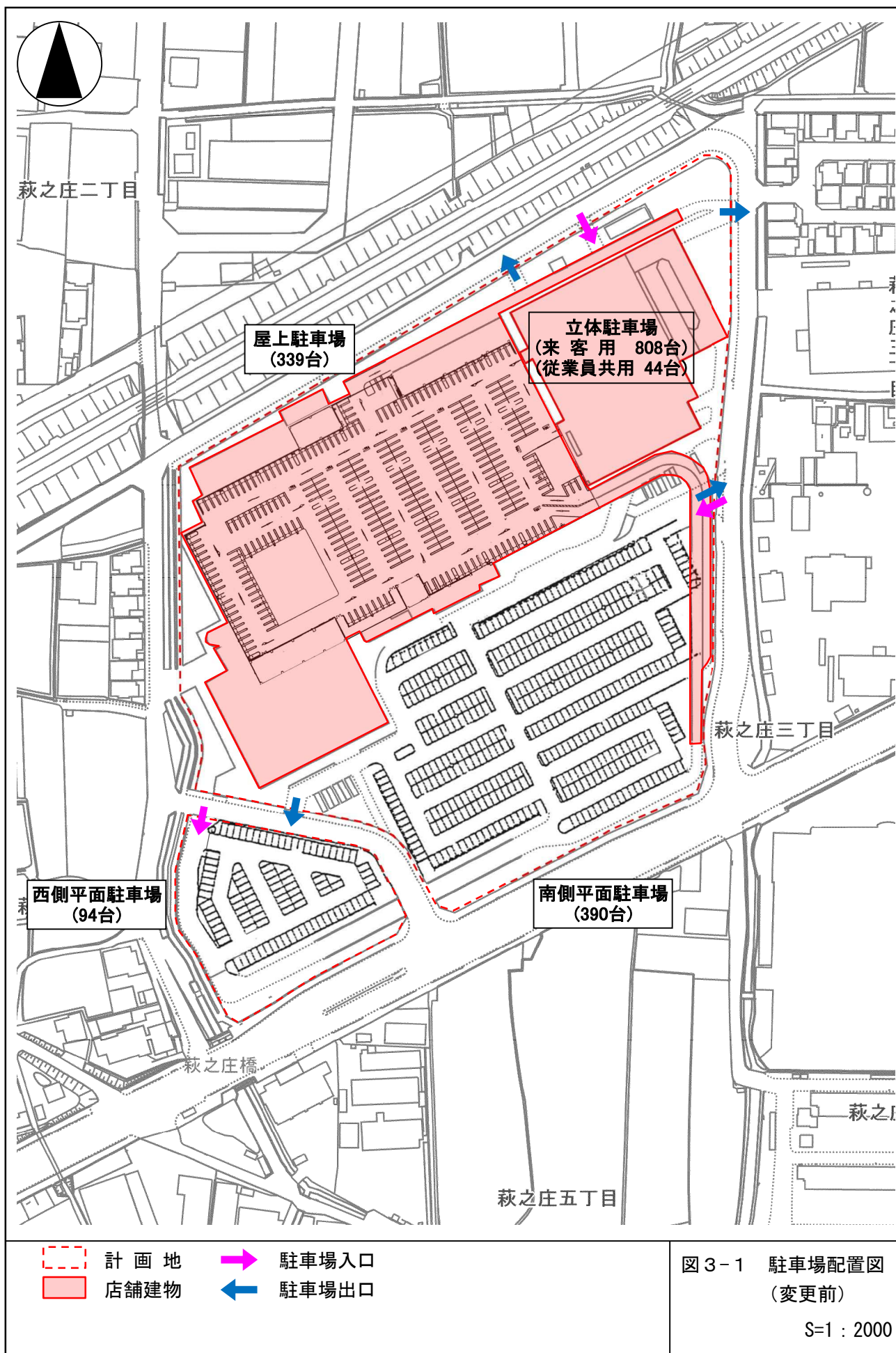
- ・調査期間：令和7年3月1日～令和8年2月28日
- ・調査方法：①調査期間中の日入庫台数データより、平日、土日祝日及び特別日（年末年始等）における、日入庫台数合計の上位日を抽出した。
②区分毎の上位2日について、各車両の入庫時間、出庫時間データより、1時間毎の入庫台数、出庫台数を整理し、滞留台数を算出した。

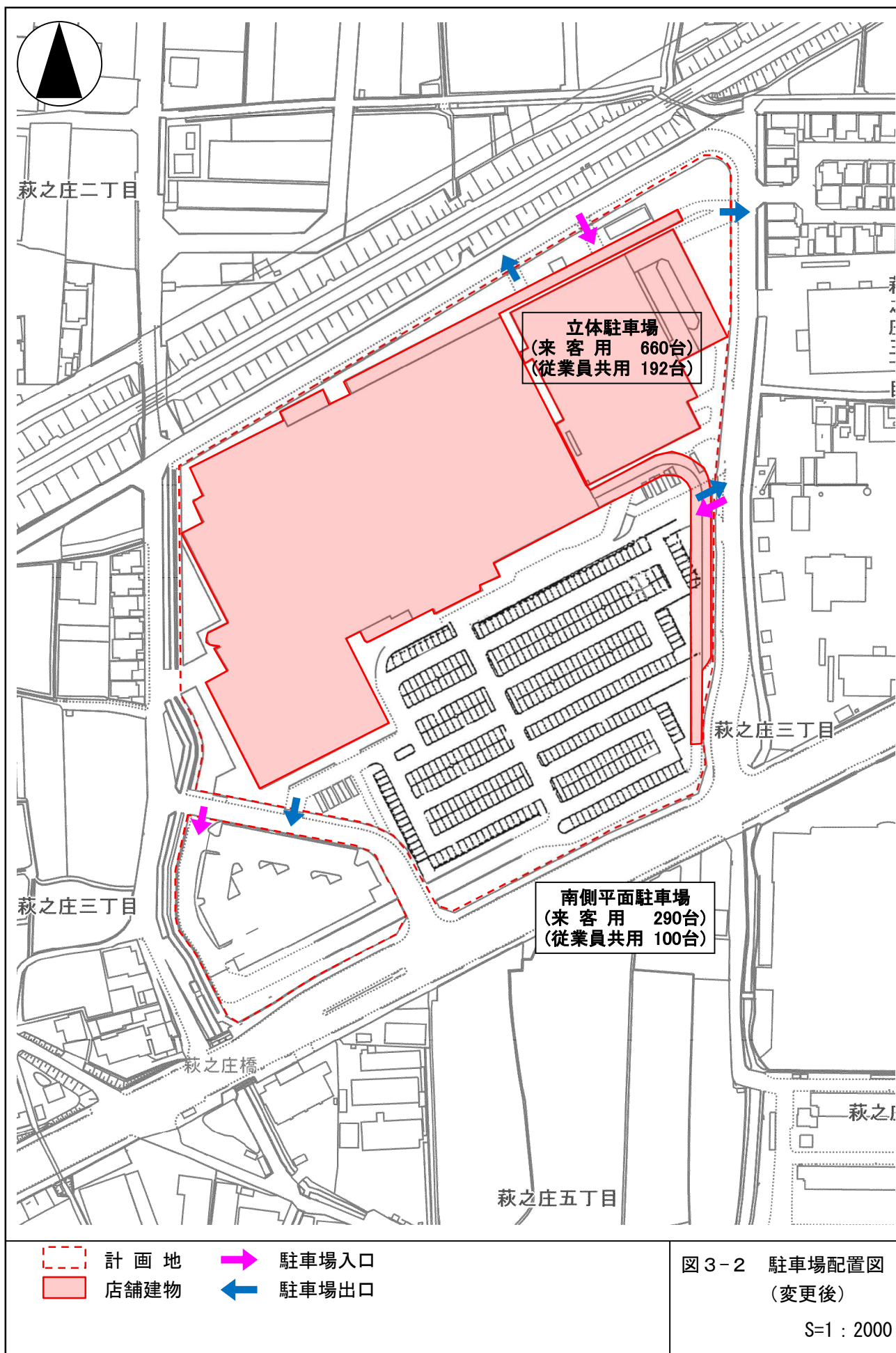
調査の結果、来客の最多滞留台数は950台であった。

区分	順位	日付	日入庫台数	最多滞留台数	
				合計	来客
平日	1	令和7年12月24日(水)	5,280台	557台	514台
	2	令和7年12月25日(木)	4,631台	562台	520台
土日祝日	1	令和7年11月30日(日)	6,623台	992台	950台
	2	令和7年12月21日(日)	6,364台	973台	931台
特別日	1	令和8年 1月 2日(金)	6,951台	930台	890台
	2	令和8年 1月 3日(土)	6,430台	908台	865台

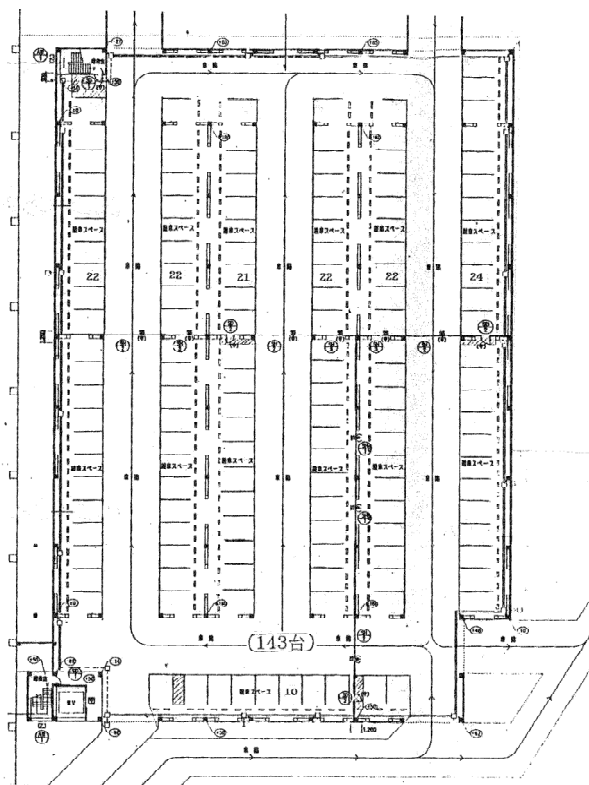
※最多滞留台数の合計には、従業員車両を含む。







立体駐車場 1階
(全体収容要台数 143台)



立体駐車場 2階
(全体収容要台数 144台)

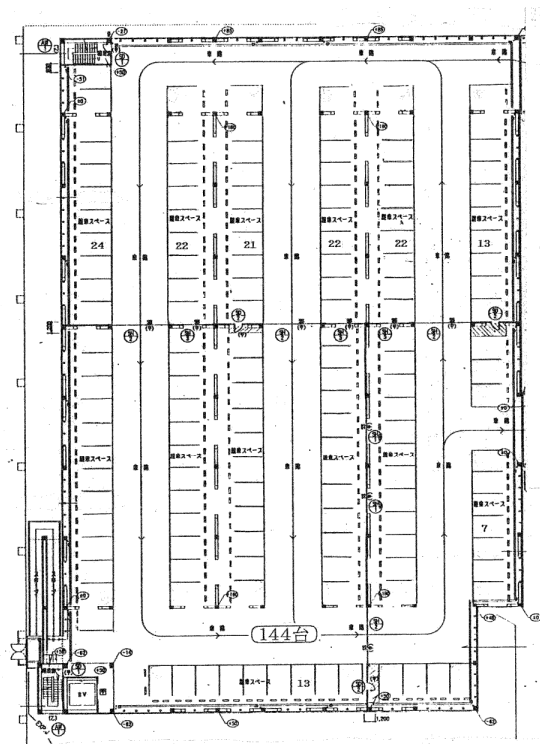
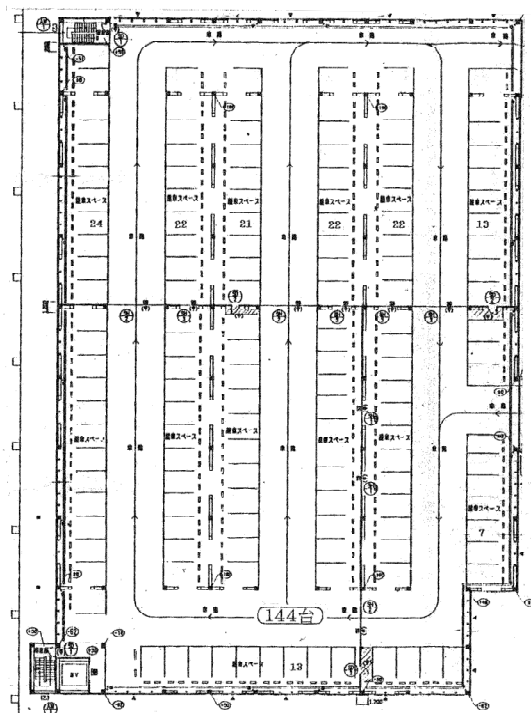


図 4-1 立体駐車場
詳細図 1

S=1 : 800

立体駐車場 3階
(全体収容要台数 144台)



立体駐車場 4階
(全体収容要台数 143台)

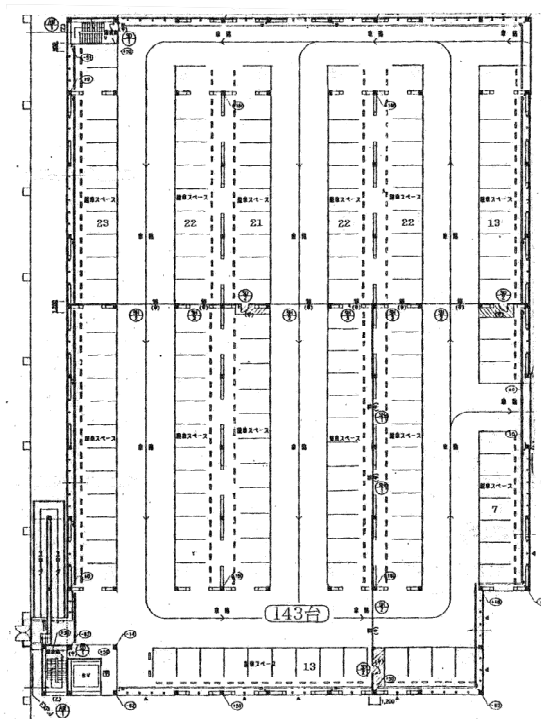
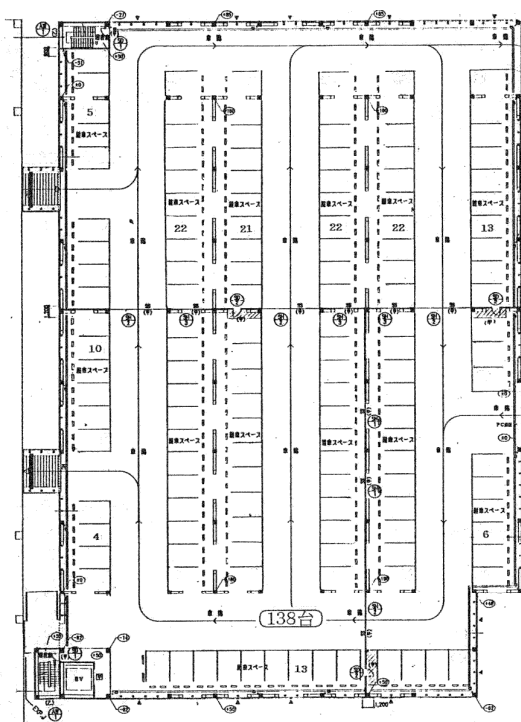


図 4-2 立体駐車場
詳細図 2

S=1 : 800

立体駐車場 5階
(全体収容要台数 138台)



立体駐車場 屋上
(全体収容要台数 140台)

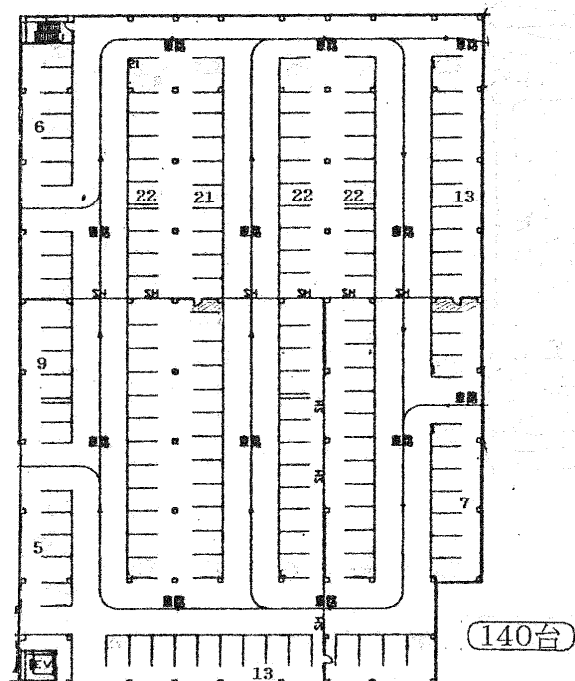


図 4-3 立体駐車場
詳細図 3

S=1 : 800